

三監告示第 4 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

平成26年6月30日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 下 村 喜 作

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成25年度における建設部建設課、建築課、上下水道課及び災害復旧対策室所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成26年4月17日から同年5月26日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
下 村 喜 作
- 4 監査の方法
このたび実施した定期監査は、平成25年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。
 - (1) 現金出納事務において、書き損じた領収書を破棄したものや同じ領収番号で発行していた不適切な事例があった。
 - (2) 支払事務において、請求書の提出を催促せず、半年以上支払していない事例があった。
 - (3) 補助金交付事務において、事務決定権者の決裁を受けずに確定通知を行っている事例があった。
 - (4) 出先機関で、備品台帳を作成していない事例があった。